

平成23年3月29日

関係者各位

破産者株式会社SFCG

破産管財人 瀬戸 英雄

IOMAグループとの間の異議訴訟について

株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職に対して、株式会社IOMA REAL ESTATE（以下、「IRE」といいます。）、株式会社IOMA BOND INVESTMENT（以下、「IBI」といいます。）、合同会社白虎（以下、「白虎」といいます。）が提起した「否認請求認容決定に対する異議事件」につき、平成23年3月28日、一審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおり、ご報告致します。

記

1. 否認請求認容決定に対する異議訴訟の一審判決

係属部：東京地方裁判所民事第6部合議係

原告：IRE、IBI、白虎

被告：SFCG破産管財人

判決要旨：

【主文】

- ①原告IBIは、被告に対し、23億4604万円及び年6分の遅延損害金を支払え。
- ②原告IRE及び白虎は、被告に対し、75億4512万及び年6分の遅延損害金を支払え。
- ③原告IBIは、被告に対し、23億7456万円及び年6分の遅延損害金を支払え。
- ④被告の原告らに対するその余の請求を棄却する。
- ⑤この判決は、上記①②③に限り、仮に執行することができる。

【被告の主張との対比】

- ①原告IBIは、被告に対し、42億7437万円及び年6分の遅延損害金を支払え。  
(約54%の認容率)
- ②原告IRE及び白虎は、被告に対し、107億5919万円及び年6分の遅延損害金を支払え。(約70%の認容率)

- ③原告 I B I は、被告に対し、29億6788万円及び年6分の遅延損害金を支払え。  
(約80%の認容率)
- ④上記につき、仮執行宣言

【判決理由】

①原告らが破産者との間で行った債権譲渡(3件)について

本件各債権譲渡は、いずれも契約書にある日付を遡らせて作成した(バックデート)と認めるのが相当である。原告らが主張する債権譲渡代金の支払は、I O M A グループで会計処理を仮装するために行った資金移動ないし資金循環の一環に過ぎないと推認される。原告らが主張する S F C G に対する貸付債権との相殺は、貸付債権自体の成立が認められない。よって、本件各債権譲渡は、S F C G の民事再生手続開始の申立てがされた平成21年2月23日の前6か月以内に無償で行われたものと認められる。

②価額償還の額について

被告が提出した三菱 R E S 社の不動産評価は合理的なものと評価できるが、原告らが提出したプロパティーマネージメントの評価は相当ではなく、三菱 R E S 社の評価を基準とすべきである。そして、担保不動産を任意売却する場合には、その費用等を考慮して、その売却価額を評価額の7割とし、その額が譲渡対象債権の残高を下回る場合には、同額をもって譲渡対象債権の評価額とする。原告らが主張する任意売却にあたって要するハンコ代や、その他の債権者による差押え等を理由に評価を減額することは認められない。破産管財人が担保不動産の売却代金を取得している場合は、譲渡対象債権の評価額を0円とする。

よって、被告は、各原告らに対し、主文のとおり の 価額償還請求権を有している。

③原告らの主張する S F C G に対する不当利得返還請求権等との相殺の可否

原告らが主張する債権は、S F C G の破産手続開始後に破産財団に対して負担することとなった債務であるから、原告らが不当利得返還請求権を有しているとしても、それを自働債権とする相殺をすることはできない(破産法71条1項1号)。

よって、原告らの相殺の主張は採用できない。

④原告らの価額償還金の支払債務と担保不動産の抵当権等移転登記義務が同時履行の関係に立つかについて

価額償還請求権は、破産法168条4項によって認められた権利であって、その支払債務と担保不動産の抵当権等移転登記義務は、同一の双務契約から発生したものは認められない。よって、原告らの主張は採用できない。

以上